

一般財団法人 産業経理協会
総務・法務部長会 9月度 例会

「『優越的地位の濫用』をめぐる議論の動向
近時の取引実態調査報告等を踏まえて」

日時：2022年9月9日(金) 15:00～17:00

場所：経団連会館(大手町) 5階会議室

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 向 宣明

「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

- 「優越的地位の濫用」を巡っては、近時ますます、様々な場面や文脈で、その成否が議論されている状況にある。
 - 公取委による行政調査・処分例
 - 公取委による運用指針や実態調査報告等
 - 民事紛争を巡る裁判例
 - その他
- 「優越的地位の濫用」への期待の高まり？
- しかし、「優越的地位の濫用」の濫用、ということへの留意が必要。
 - 本来は、私的自治の原則
 - 公序良俗違反(民法90条)といった介入は、例外であるべき。
- その境界(限界)の理解のためには、次の理解が必要。
 - 何を意図して設けられた違反行為類型なのか？
 - 現時点で、どういった法運用がなされているのか？

「優越的地位の濫用」は、なぜ違法なのか？



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

● 優越的地位の濫用の「公正競争阻害性」

- 事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものである。取引当事者間における自由な交渉の結果、いずれか一方の当事者の取引条件が相手方に比べて又は従前に比べて不利となることは、あらゆる取引において当然に起こり得る。
- しかし、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。
- どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになる。例えば、①行為者が多数の取引の相手方に対して組織的に不利益を与える場合、②特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い、又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には、公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。

公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

- …。しかし、
- 自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、
- 当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、
- 当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、
- 行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。

【前頁下線部を、抜き出して分節】

「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

- 「最近有力に行われている説によれば、「公正な競争」とは、(1)自由な競争の確保、(2)競争手段の公正性の確保のほか、(3)自由競争基盤の確保によって保たれる状態であり、(3)は、(1)、(2)を可能ならしめる前提条件である、とすると共に、「取引上の地位の不当利用(=5号)の公正競争阻害性は、自由競争基盤を侵害する点に求められる」というのである。右のうち、(1)、(2)は前述のところと異ならないが、(3)は、「取引主体が取引の諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することによって取引が行われているという、自由な競争の基盤が保持されていること」をいうものとされている。しかし、このような自由競争の「基盤の確保」は、私的独占の禁止にはじまる独禁法の全体系が目標としていることで、五号がそのために設けられた、というような見方は、その発想において、既に誤っている。しかも、後述のように、五号の規定は、「自由な競争の基盤」が失われているところに発生した不都合な結果を除去しようとするものではあるが、競争基盤の再建に、直接に役立ちうる規定ではないのである。」今村成和「独占禁止法入門」119頁
- 「この行為が、取引の相手方の競争機能の発揮を妨げ、自由な競争基盤を侵害する行為であるという観点から説明する説があるが、このようなことは、この行為の基盤としてある状態であって行為の結果ではない。本号に基づいて、一般指定14は、優越的地位の濫用を不公正な取引方法として指定しているが、ここで違法とされているのは、濫用行為であって、優越的地位そのものではない。だから、濫用行為が排除されても、優越的地位は残るわけであるし、もともと優越的地位は、その濫用行為に基づいて生じたものではないのだから、この行為を排除することで、自由競争基盤が確保されることになるというのも、理由のない説であると思う。結局のところ、この行為の公正競争阻害性は、競争原理が働かないことを利用しての、優越的地位の濫用行為であること自体に求めるより外はないもので、文理解釈よりすれば、これには異論もあり得ようが、本号該当の行為を不公正な取引方法の一つに掲げた立法の趣旨よりすれば、こう解釈するほかはないのである。」同166頁



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

- 「本号の趣旨を全面的に生かすために、この要件の方を歩み寄らせるとするならば、第一に、自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引することは、自己の競争者としての地位を不当に強化することであり、第二に、それによって、中小企業の健全な発達を妨げることは、その者の競争者としての地位を弱めることであるから、結局において、公正な競争を阻害するおそれがある、と解するのである。しかし、本号に掲げる行為の悪性は、本来、このような形で理解されるべき性質のものではなく、むしろ、不公正な取引方法とは拘わりのない、別個の規制として、定むべきものであったろう。」今村成和「独占禁止法[新版]」148～149頁
- 「この行為は、相手方に不当な不利益を与えること自体によって違法とされるもので、直接競争秩序に及ぼす影響は問題とされていない。そこで私は、その公正競争阻害性は、優越的地位の濫用により、自己の競争者としての地位を不当に強化し、相手方は逆に競争者としての地位を弱めるというように、間接的に競争秩序に影響を及ぼす点にあるものと解して来た。しかし、そこでも指摘したように、ここにこの行為の悪性があるとして指定されているわけではないから、この説明は、技巧的に過ぎたように思われる。」今村成和「私的独占禁止法の研究(五)」258頁



原始独占禁止法 2 条 6 項（昭和 2 2 年制定）

この法律において不公正な競争方法とは、左の各号の一に該当する競争手段をいう。

1. 他の事業者から不当に物資、資金その他経済上の利益の供給を受けず、又は他の事業者に対し不当に物資、資金、その他の経済上の利益を供給しないこと
2. 不当な差別対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること
3. 不当に低い対価を以て、物資、資金その他の経済上の利益を供給すること
4. 不当に、利益又は不利益を以て、競争者の顧客を自己と取り引きするように勧誘し、又は強制すること
5. 相手方が自己の競争者から不当に物資、資金その他の経済上の利益の供給を受けないことを条件として、当該相手方と取り引きすること
6. 相手方とこれに物資、資金その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との取引若しくは相手方との競争者との関係を不当に拘束する条件を付け、又は相手方である会社の役員（取締役、業務を執行する無限責任社員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の承認を受けべき旨の条件を付けて、当該相手方に物資、資金その他の経済上の利益を供給すること
7. 前各号に掲げるものの外、公共の利益に反する競争手段であつて、第71条及び第72条に規定する手続に従い公正取引委員会の指定するもの



旧2条7項(昭和28年制定、昭和52年改正で2条9項に繰下げ)

⑦この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもって取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもって取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

【「競争方法」の規制が「取引方法」の規制となり、5号で優越的地位の濫用が規定された。】



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

【再掲】

- 自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、
 - 当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、
 - 「クリスマス関連商品を購入させられた」ことで、「自由かつ自主的に判断することによって取引が行われているという、自由な競争の基盤が保持されていること」が失われたわけではなく、むしろ、既に失われていたから、購入させられたのではないか？
 - 当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、
 - 「クリスマス関連商品を購入させられた」ことで、納入業者は、自己の競争者（他の納入業者ら？）との関係で競争上不利になるおそれがあるか？
 - 行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。
 - 「取引先納入業者にクリスマス関連商品を購入させた」ことで、自己の競争者との関係で競争上有利になるおそれがあるか？
 - ただし、「開店セールの際に商品説明等のための従業員を派遣させた」ことで、事後の競争者との関係で競争上有利になるおそれはあり得るのかもしれない。
- 「優越的地位の濫用」は、なぜ違法なのか自体、説明が容易ではない行為類型である。



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

【参考：新しい議論】

- 事業者がどのような取引条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものであるが、事業者と消費者との取引においては、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差」(消費者契約法[平成12年法律第61号]第1条)が存在しており、消費者は事業者との取引において取引条件が一方的に不利になりやすい。
- 自己の取引上の地位が取引の相手方である消費者に優越しているデジタル・プラットフォーム事業者が、取引の相手方である消費者に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方である消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する一方で、デジタル・プラットフォーム事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである(注4)。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。
- どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して個別の事案ごとに判断することになる。
- (注4)消費者に対して、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることにより削減した費用又は得た利益を、当該取引に係る事業又は他の事業に投入することにより、競争者との関係において、競争上有利になるおそれがある。

公取委「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」



「優越的地位の濫用」を巡る議論を整理する視点

従来の議論(本資料4頁等)	DP事業者に関する議論(前頁)
<p>自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、</p>	<p>自己の取引上の地位が取引の相手方である消費者に優越しているデジタル・プラットフォーム事業者が、取引の相手方である消費者に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、</p>
<p>当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、</p>	<p>当該取引の相手方である消費者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害する一方で、</p>
<p>当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、</p>	<p>デジタル・プラットフォーム事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。</p>
<p>行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。</p>	<p>デジタル・プラットフォーム事業者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。</p>

公取委による「優越的地位の濫用」の法運用



独占禁止法の主な構造

	根拠規定	定義条項
私的独占	3条前段 (第2章)	2条5項 (第1章)
不当な取引制限 (談合など)	3条後段 (第2章)	2条6項 (第1章)
不公正な取引方法 (再販売価格の拘束, 優越 的地位の濫用など)	19条 (第5章)	2条9項 (第1章)
企業結合規制	第4章	会社法

不公正な取引方法の概要

平成21年改正前	平成21年改正後
法2条9項に基づく一般指定(全16項) 12項:再販売価格の拘束 14項:優越的地位の濫用など	法2条9項1号ないし5号 4号:再販売価格の拘束 5号:優越的地位の濫用
	法2条9項6号に基づく一般指定(全15項)
法2条9項に基づく特殊指定(大規模小売業など)	法2条9項6号に基づく特殊指定(大規模小売業など)

優越的地位の濫用

- 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、
- 正常な商慣習に照らして不当に、
- 次のいずれかに該当する行為をすること。

イ ……。

ロ ……。

ハ ……。

優越的地位とは

- 甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である。
- この判断に当たっては、乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮する。
- (公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」)

トイザラス事件審判審決 (公取委 平成27年6月4日)

- 「(濫用行為は)通常の企業行動からすれば当該取引の相手方が受け入れる合理性のないような行為であるから、甲が濫用行為を行い、乙がこれを受け入れている事実が認められる場合、これは、乙が当該濫用行為を受け入れることについて特段の事情がない限り、乙にとって甲との取引が必要かつ重要であることを推認させるとともに、『甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合』にあったことの現実化として評価できるものというべきであり、このことは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことに結び付く重要な要素になる」

トイザラス事件審判審決 (公取委 平成27年6月4日)

- (審決の判断の順序)
- 優越的地位の濫用規制の趣旨について
- 優越的地位について
- 本件の濫用行為について
 - 濫用行為について
 - 優越的地位について
- 本件における検討

ラブルズ事件審判審決 (公取委 平成31年3月25日)

- (審決の判断の順序)
- 優越的地位の濫用規制の趣旨
- 優越的地位の濫用の判断基準
- 被審人の取引上の地位が88社に対して優越しているか否か
- 本件各行為は不利益行為に当たるか

ラルズ事件審判審決

(公取委 平成31年3月25日)

- 独占禁止法第2条第9項第5号イないしハが規定する…行為(「不利益行為」)を甲が行い、乙がこれを受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様によっては、それ自体、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべきである。なぜなら、取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には、当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

ラブルズ事件審判審決

(公取委 平成31年3月25日)

- したがって、甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては、①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実のほか、乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

ラルズ事件/審決取消訴訟判決 (東京高判 令和3年3月3日)

- 優越的地位の有無を判断するに当たっては、
① 行為者の市場における地位や、② 当該取引の相手方の行為者に対する取引依存度、③ 当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、④ その他行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的な事実などを総合的に考慮するのが相当というべきである。

ラルズ事件/審決取消訴訟判決 (東京高判 令和3年3月3日)

- 88社のうち53社は本件従業員等派遣を行い、54社はオープンセール協賛金を提供し、86社は創業祭協賛金を提供し、18社の従業員等は本件商品の購入をしていたこと、これらは、原告の役員等の指示に基づき、組織的計画的継続的に、広範囲に及ぶ不特定多数の納入業者に対してなされた原告の要請に応じて行われたものであること(本件各行為)がそれぞれ認められ、加えて、認定事実・・・のとおり、88社のほぼ全社が、88社の報告書の取引重要性等の設問に対して肯定的な回答をしていることが認められるところである。



ラルズ事件/審決取消訴訟判決 (東京高判 令和3年3月3日)

- 後記のとおり、本件各行為は88社に対する不利益行為に該当すると認めるのが相当であり、前記(2)で判示した原告と88社の関係性から、88社は、その企業活動を維持等するために、原告が納入業者に対する不利益行為の要請等を行えば、納入業者においてはこれに応じざるを得ないような関係が存在していたことがうかがわれるものといえる。
- [これら]の諸事情を総合的に考慮すれば、88社にとって、原告との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、原告が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合に該当し、原告の取引上の地位が88社に対して優越していたと認めるのが相当である。

優越的地位の濫用 その他の要件

- 優越的地位にある行為者が、相手方に対して不当に不利益を課して取引を行えば、通常、「利用して」行われた行為であると認められる。
- 「正常な商慣習に照らして不当に」という要件は、優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断されることを示すものである。ここで、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは是認されるものをいう。したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

購入強制・利用強制

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

経済上の利益の提供

- 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

受領拒否，返品，支払遅延，減額，その他

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み，

- 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ，
- 取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ，
- 若しくはその額を減じ，
- その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し，若しくは変更し，又は取引を実施すること。

下請法 親事業者の禁止行為

下請法	禁止行為	優越的地位の濫用
4条1項1号	受領拒否	2条9項5号ハ
4条1項2号	下請代金の支払遅延	2条9項5号ハ
4条1項3号	下請代金の減額	2条9項5号ハ
4条1項4号	返品	2条9項5号ハ
4条1項5号	買ったたき	2条9項5号ハ
4条1項6号	購入強制・利用強制	2条9項5号イ
4条1項7号	報復措置	
4条2項1号	有償支給原材料等の対価の早期決済	(2条9項5号ハ)
4条2項2号	割引困難な手形の交付	(2条9項5号ハ)
4条2項3号	不当な経済上の利益の提供要請	2条9項5号ロ
4条2項4号	不当な給付内容の変更・やり直し	2条9項5号ハ



近時の(やや特殊な)事案

- (令和2年2月28日)楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立てについて
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/feb/200228.htm>
 - 出店者に対する送料無料要請(?)
 - (令和2年3月10日)楽天株式会社に対する緊急停止命令の申立ての取下げについて
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200310.html>
- (令和3年3月12日)ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210312.html>
 - 販売代理店に対する, 必要以上の新車登録等の要請(?)

参考資料(判審決例)

- トイザラス事件・公取委審判審決(平成27年6月4日)審決集62巻119頁
- ラルズ事件・公取委審判審決(平成31年3月25日)審決集65巻(第1分冊)314頁
- ラルズ事件・東京高裁(審決取消訴訟)判決(令和3年3月3日)審決等データベース(審決集には未搭載)

民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用



民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用

- 公取委による法運用において、「優越的地位」に関する代表的な考慮要素の1つとされる取引依存度についてみると、例えば「(最も低いレベルのものとして)原告に対する取引依存度は約0.2%又は約0.3%」(ラルズ事件東京高判)という状況にあり、この程度の取引依存度でも優越的地位が認められ得るとなると、少なくとも取引依存度のみでは一義的に明快な指標となり得るものとは思われない。
- この点、公取委による法運用の場面では、複数の取引先事業者が関係する「行為の広がり」が見られることが想定される。
- そこでは、ある種の横並び的な影響あるいは圧力による、不利益の受け入れということがあり得るのではないか。典型的には、例えばトイザラス事件審決における取引先事業者Aに対する行為の関連で、同社が不利益を受け入れた経緯の中に「他の納入業者も同様の要請を受け、要請に応じていることから、自社のみ断ることはできなかった」といった事情があったことが認定されていた。
- そして、以上のように行為の広がりが見受けられるような場合にある種の横並び的な影響あるいは圧力にも着目すると、相対的な比較として、二当事者間の問題について優越的地位の濫用が認められる場合と、多数当事者に対して優越的地位の濫用が認められる場合の外縁(違反の成立が認められる限界事例的な取引先事業者)との間には、感覚的な相違があり、後者において優越的地位の存在が認定されたような状況のみを切り出して、それを純然たる二当事者間での優越的地位の有無の判断の指標としようとするには、困難が生じ得るようにも思われる。

民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例（フジオフード事件）

- 富士設備工業株式会社（「富士設備」）
 - 建築工事業等
 - 資本金1,000万円
 - フジオフードが経営する飲食店の店舗の内装工事等を継続して請け負っていた
 - 平成19年10月 破産手続開始決定
- 株式会社フジオフードシステム（「フジオフード」）
 - フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導等
 - 資本金11億5548万3992円
- 富士設備の破産管財人である原告は、フジオフードに対し、富士設備とフジオフードの間における工事請負代金の減額合意につき、適正な請負代金額と減額合意後の金額の差額の支払い等を求めた。
 - 減額合意は、独禁法2条9項5号（優越的地位の濫用）に該当し、公序良俗に反する無効な合意である（不当利得返還請求権）
 - 又は
 - フジオフードによる違法な減額要求による合意である（不法行為）

民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例

● 優越的地位の判断基準

- フジオフード事件(大阪地裁)
 - 「本件各店舗工事が行われたころには、富士設備の被告会社に対する取引依存度が極めて大きくなっており、富士設備にとって、被告会社との取引の継続が困難となれば、その事業の継続に大きな支障を生じる状態であり、そのため、被告会社は、富士設備に優越した立場にあり、富士設備において、被告会社から、富士設備にとって不利益な取引条件を要請された場合、これを受け入れざるを得ない関係であったといえるから、被告会社は、富士設備に対し、優越的な地位を有していたといえる」。
 - 「取引の相手方にとって行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来す」か否かにより、優越的地位の有無が判断されていると考えられる。
 - 一般に、優越的地位の有無の判断にあたっては、
 - (a)取引の相手方の行為者に対する取引依存度、
 - (b)行為者の市場における地位、
 - (c)取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、
 - (d)その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実(行為者との取引の額、行為者の今後の成長可能性、行為者と取引することによる取引の相手方の信頼の確保、行為者と取引の相手方との事業規模の相違等)
- などの要素が考慮されることが多い。公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」



民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例

フジオフード事件(大阪地裁)：以下の各事実に基づき、地位を肯定	公取委ガイドライン
①富士設備は、平成11年ころから破産手続開始決定を受けるに至るまで、被告会社が発注する店舗施工工事を継続して受注していただけでなく、被告会社のフランチャイジーとなり、被告会社から事務所を賃借するなど、被告会社と密接な関係を有していた	(c)取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
②富士設備における被告会社関連工事の割合は、被告会社の事業規模が拡大するに伴って増大し、特に、本件各店舗工事が行われた平成18年ころには、富士設備の全受注件数の9割を超えるほどであった	(a)取引の相手方の行為者に対する取引依存度
③被告会社の事業規模は、富士設備のそれと比較すると、はるかに大きく、業種が相違するため売上金額こそ3倍ないし6倍程度であったが、資本金では約110倍にも達し、従業員数や経営利益等についても相当の規模の違いがあった	(d)その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実
④本件各店舗工事を含めた平成17年ころ以降の被告会社の直営店舗工事については、富士設備において、請負代金額を合意しないまま着工し、工事完成後、富士設備が作成した見積書等を被告会社側で減額査定して請負代金額を確定し、しかも、被告会社からは、富士設備に対する着手金や中間金の支払はなく、工事を完成して引き渡した上、減額査定後に一括して請負代金を支払うことがほとんどであったため、富士設備は、取引先や従業員に対する支払のための資金繰りに窮し、被告会社からの請負代金の一括支払金に依存する割合が極めて高くなっていた	(c)取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
⑤フジオフード側の主張(富士設備におけるフジオフードに関する工事の受注の半分以上は、富士設備が、フランチャイズ加盟店から直接請け負った工事であるから、富士設備のフジオフードに対する取引依存度には影響しない旨の主張)について、フランチャイズ店舗を含めた被告会社に関する工事の図面の確定には被告Y1の承認が必要である上、工事完成の直前になって、被告会社側からの指示で追加・変更工事が必要となることもあったにもかかわらず、富士設備は、理由の如何を問わず、工事の引渡し当初の竣工予定時期を遅延した場合には、被告会社に対し、遅延損害金を支払わなければならないこととなっていた	(a)取引の相手方の行為者に対する取引依存度



民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例（セコマ事件）

- 原告(控訴人・被控訴人)
 - 茨城県に本社を置く米卸売業者
 - 平成8年より被告らに対する米の卸売を開始し、平成25年3月までその取引を継続(「本件取引」)
- 被告(被控訴人・控訴人)
 - 北海道を中心に、コンビニエンスストアであるセイコーマートを展開するフランチャイザー、および、そのグループに属し、卸売業者から商品を仕入れ、これをフランチャイジーである加盟店(コンビニ店舗)に販売している会社等
 - 本件取引開始以前において、原告と被告らとの間に取引関係はなかったが、当時、原告の最大の売掛先は被告らに弁当やおにぎり等を納入していたa社であり、また、a社と原告との取引は、被告らとその取引先であるa社に対し、弁当用の米の仕入れ先として原告を紹介したことから始まったという経緯があった。
- 原告が被告らに対し、返品された商品に係る代金相当額および返金額の合計等の支払を求めた。
 - (1)被告らが、米の取引契約上、契約所定の場合以外は商品を返品してはならない債務を負っていたにもかかわらず、契約所定の場合に当たらないのに、商品である米を返品し、返品分の代金を支払わず、あるいは、原告に同代金を返金させた(被告らの共同不法行為および債務不履行)
 - (2)被告らは、上記返品に関する合意が存在せず、または無効であり、上記代金相当額および返金額が原告に帰属することを知りながら、これらの金額を不当に利得し、原告に同額の損失を負わせた(不当利得返還請求)

民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例

セコマ事件控訴審(札幌高裁): 以下の各事実に基づき、地位を肯定	公取委ガイドライン
本件返品合意成立前のa社との取引状況や、一審被告セコマとa社の関係	(a)取引の相手方の行為者に対する取引依存度
一審原告は家族経営の小規模卸売業者の域を出るものではない一方で一審被告セコマらは、北海道では著名なコンビニエンスストアであるセイコーマートを展開する大手小売業者であること	(d)その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

- 本件返品合意の成立の時点において、原告と被告セコマらとの間に取引関係はなかったが、札幌高裁は、「当時、一審原告の最大の売掛先は一審被告セコマらに弁当やおにぎり等を納入していたa社であったのであり、弁論の全趣旨によれば、そもそもa社と一審原告との取引は、一審被告セコマがその取引先であるa社に対し、弁当用の米の仕入れ先として一審原告を紹介したことから始まったものと認められ、このような経緯からすれば、一審原告の取引に当たって、a社と一審被告セコマらを切り離して考えることはできない」として、一審原告の一審被告セコマらとの取引上の地位の差を検討するに当たっては、a社との取引も含めて取引依存度を見るのが相当であると判示した。
- なお、いずれの裁判例においても、実際に乙が甲による不利益行為を受けている事実は考慮要素には挙げられておらず、不利益行為の存在とは切り離して優越的地位の認定を行っているものといえる。



民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例

- 不利益行為
- フジオフード事件(大阪地裁)
- 「本件各減額合意は、被告会社が、富士設備に対し、自己の優越的地位を利用し、富士設備が被告会社の査定金額に応じざるを得ない状況下において、必ずしも個別具体的な工事内容を反映しているわけではない合理性に欠ける減額に応ぜしめたものというべきである。
- そして、被告会社は、富士設備が原価に30パーセント程度の粗利を上乗せして見積書を作成しており、B部長においては、積算の結果算定された原価に、富士設備の利益として10パーセント程度を見込んでやるよう指示していた旨主張しているところ、仮に、それを前提とすれば、本件各店舗工事における原価は、別紙「不当な減額要求認否一覧表」の「見積金額」欄記載の金額から3割を減じた金額ということとなり、その合計は、約9億5000万円程度ということとなる一方、原価に10パーセントの粗利を上乗せしたB部長による査定額の合計は、約10億9000万円であることとなる。
- そうすると、本件各減額合意のうち、少なくとも、積算の経験があり、合理性があると思料されるB部長の査定額の8割を下回る部分については、富士設備が支出した原価にも満たない金額であるということができ、被告会社は、自らが優越的地位にあり、富士設備が従属的地位にあることを利用して不当に利益を取得するために本件各減額合意をなしたものといわざるを得ず、本件各減額合意は、独占禁止法2条9項5号に違反しているか否かはさておき、私法上においては、少なくとも上記の限度で、公序良俗に反し、無効であるというべきである。」



民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例

- 不利益行為
- セコマ事件控訴審(札幌高裁)
- 「本件返品合意は米卸売業者と大手小売業者との間の返品の慣行に合致してはいるものの、その正常性を所与のものとするにはできない上、本件返品合意は返品料及び返品期限を制限せず損失を補填する粗利益率の補償もなく、返品率や返品期間は返品を受け入れている同業者の平均を大きく上回るものであったのであって合理性を欠き、著しく不相当なものであったと言わざるを得ない」
- 「本件返品合意が一審被告セコマの優越的地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に一審原告に過大な不利益を受け入れることを余儀なくさせたものであり、健全な取引秩序を乱し、かつ、公正な商慣習の育成を阻害するものであるから、公序良俗に違反し、無効となると言わざるを得ない」



民事事件における「優越的地位の濫用」の法適用 近時の主な裁判例

- その他の要件
- 優越的地位の利用(「利用して」)
 - 優越的地位にある行為者が、相手方に対して不利益行為を行えば、通常、優越的地位を「利用して」行われた行為であると認められる関係にある。上記の各事例においても、「利用して」の要件を満たすか否かについて格別の検討を行っているものではないものと思われる。
- 公正競争阻害性(「正常な商慣習に照らして不当に」)
 - 行政事件においては、問題となる不利益の程度や行為の広がり、すなわち、多数の取引の相手方に対する組織的な不利益行為であるかといった観点から、公正競争阻害性の認められるような事案に絞って法的措置が採られる傾向にあるといえる。
 - 他方、不利益を受けた個別の取引先による訴えの提起を端緒とする民事訴訟においては、公正競争阻害性の要件は、行為の広がりよりも、当該個別の取引先の被った不利益行為の程度と一体的に判断されることが多いと考えられる。その場合の公正競争阻害性は、「特定の取引の相手方に対してしか不利益を与えていないときであっても、その不利益の程度が強い又はその行為を放置すれば他に波及するおそれがある場合には公正な競争を阻害するおそれがあると認められやすい。」とする優越的地位濫用ガイドラインの考え方と整合的に理解することができる。

サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会

- 責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン(案)

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/index.html

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/20220808.html

- 2. 企業による人権尊重の取組の全体像(総論)

- 2.1 取組の概要

企業は、その人権尊重責任を果たすため、人権方針の策定、人権デュー・ディリジェンス(以下「人権 DD」という。)の実施、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合における救済が求められている。

- 2.1.2.2 「負の影響」の範囲

本ガイドラインにおいて、「負の影響」には、下表の 3 類型がある。すなわち、企業は、自ら引き起こしたり(cause)、又は、直接・間接に助長したり(contribute)した負の影響に加えて、自社の事業・製品・サービスと直接関連する(directly linked)人権への負の影響についても、人権 DD の対象とする必要がある。

また、実際に生じている負の影響だけでなく、潜在的な負の影響も人権 DD の対象となる。人権への負の影響が実際に生じると、その被害の回復は容易ではなく、不可能な場合もあることから、事前に負の影響を予防すること、そして、実際に負の影響が生じてしまった場合にはその再発を予防することが重要である。

- 負の影響の類型

- 企業は、負の影響を引き起こさず、助長もしていないものの、取引関係によって事業・製品・サービスが人権への負の影響に直接関連する(directly linked)場合
- 小売業者が衣料品の刺繍を委託したところ、受託者であるサプライヤーが、小売業者との契約上の義務に違反して、児童に刺繍を作成させている業者に再委託する場合
- 事業活動のためにある企業への貸付を行ったが、その企業が自社との合意に違反し、地域住民を強制的に立ち退かせる場合



サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会

● 2.1.3 救済(各論5参照)

- 救済とは、人権への負の影響から生じた被害を軽減・回復すること及びそのためのプロセスを指す。後記5のとおり、企業による救済が求められるのは、自社が人権への負の影響を引き起こし又は助長している場合であるが、企業の事業・製品・サービスが人権への負の影響と直接関連するのみであっても、企業は、負の影響を引き起こし又は助長している他企業に対して、影響力を行使²³するように努めることが求められる。
 - ✓ ²³ 影響力の行使にあたっては、競争法(日本においては独占禁止法や下請法等)に抵触することがないように留意する必要がある。以下同じ。

● 2.2.5 各企業は協力して人権尊重に取り組むことが重要である

- 前記1.3のとおり、全ての企業には、その規模や業種等にかかわらず、人権尊重責任があるが、それぞれの企業が人権尊重に取り組む際に、自社のサプライヤー等に対して一定の取組を要求することも想定される。
- その際、企業は、直接契約関係にある企業に対して、その先のビジネス上の関係先における人権尊重の取組全てを委ねるのではなく、共に協力して人権尊重に取り組むことが重要である。
 - 例:人権尊重に向けた取組の優良事例を共有するための自社・グループ会社向けワークショップにサプライヤーも招待する。
 - 例:取引先と定期的に取り組を強化すべき人権課題等についての意見交換会を開催し、両者の間に共通理解を形成した上で、それぞれの企業における人権尊重の取組に活用する。
 - 例:国際スタンダードに基づく人権尊重の取組を実施してきたことを踏まえ、その取組が十分に行えていない取引先に対して、その参考になる取組方法や取組の好事例を紹介する。
- **なお、企業が、製品やサービスを発注するに当たり、その契約上の立場を利用して取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、下請法や独占禁止法に抵触する可能性がある²⁸。人権尊重の取組を取引先に要請する企業は、個別具体的な事情を踏まえながらも、取引先と十分な情報・意見交換を行い、その理解や納得を得られるように努める必要がある。**
 - ✓ ²⁸ 日本国内において親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図る観点からは、中小企業庁がそのホームページに掲載する下請適正取引等の推進のための各種ガイドライン(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>)が参考になる。

サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会

- 2.2.5 各企業は協力して人権尊重に取り組むことが重要である
- 企業が、製品やサービスを発注するに当たり、
- その契約上の立場を
 - 「優越的地位」
- 利用して
 - 「を利用して」
- 取引先に対し
- 一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求した場合、
 - 「正常な商慣習に照らして不当に」「不利益行為」を行うこと
 - 人権DDの実施
 - ◆ 「負の影響の特定・評価」としての、関連情報の収集作業への対応
 - ◆ 「負の影響の防止・軽減」のための措置
 - ・ 過去の取引について問題が顕在化した場合の措置について(例: 返品)
 - ・ 将来の取引について問題を予防するための追加コストについて(例: 買ったたき)
- 下請法や独占禁止法に抵触する可能性がある。

【前頁下線部を、抽出して分節】



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会

● 正常な商慣習に照らして不当な不利益

- 当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該取引の相手方が得る直接の利益(注9)等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合(注10)
 - (注9)「直接の利益」とは、例えば、広告に取引の相手方の納入する商品を掲載するため、広告を作成・配布する費用の一部を協賛金として負担させることが、取引の相手方にとってその納入する商品の販売促進につながる場合など実際に生じる利益をいい、協賛金を負担することにより将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。
 - (注10)この場合は、協賛金等の負担の条件について取引の相手方との間で明確になっていても優越的地位の濫用として問題となる。
- 公取委「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」
- 行政事件においては、問題となる不利益の程度や行為の広がり、すなわち、多数の取引の相手方に対する組織的な不利益行為であるかといった観点から、公正競争阻害性の認められるような事案に絞って法的措置が採られる傾向にあるといえる。
 - ◆ さらに本件では、「人権尊重のためのガイドライン順守」のため、「社会公共目的の観点からの行為として正当性があり、公正競争阻害性があったとしても、独禁法違反とはならない」との議論もあり得る。
 - ◆ 実際に行っている行為が人権尊重と関係のない明らかな濫用行為であるといった場合でない限り、実務上、正式審査開始のハードルは高いという可能性もある。
- 他方、不利益を受けた個別の取引先による訴えの提起を端緒とする民事訴訟においては、公正競争阻害性の要件は、行為の広がりよりも、当該個別の取引先の被った不利益行為の程度と一体的に判断されることが多いと考えられる。

● 優越的地位

- 民事訴訟においては、実際に乙が甲による不利益行為を受けている事実は考慮要素には挙げられず、不利益行為の存在とは切り離して優越的地位の認定が行われる傾向にある。



サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会

【人権DDの実施】

- 「負の影響の特定・評価」としての、関連情報の収集作業への対応
 - 「当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合」について
 - 基本的には、「各企業は協力して人権尊重に取り組む」べきものとされ、cause又はcontributeの立場にある受託側の方が、directly linkedに過ぎない委託側より責任は重いとも言えるので、委託側が、受託側に一方的に「人権DD」の調査コストを負担させ、その実施を要請し、結果報告を求めたからといって、直ちに「不利益行為」に該当するとは言えないのではないか(=「不利益行為」性の否定)。
- 「負の影響の防止・軽減」のための措置
 - 基本的には、「各企業は協力して人権尊重に取り組む」必要があるとすれば、「人権DDの実施」を通じて浮かび上がった人権上の具体的な問題への対処に当たっては、受託側と委託側が協力して取り組むべきであるのに、委託側が、優越的地位を利用して、一方的に受託側だけに、その解決コスト負担を負わせることは、「不利益行為」に当たり得るのではないか(=「不利益行為」性の肯定の余地)。
 - 過去の取引について問題が顕在化した場合の措置について(例： 返品)
 - ◆ 「当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合」について
 - ◆ 取引の実情として、取引先としても事情を把握した上で、従前より支障なく受領されていたものが突然「返品」されるといった場合には、違反の疑義が生じ得る。
 - ◆ ただし、「行為の広がり」、「不利益の程度」、「社会公共目的」等の問題
 - 将来の取引について問題を予防するための追加コストについて(例： 買ったたき)
 - ◆ 「当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合」について
 - ◆ 従前の体制について改善が必要であり、それによる追加コストの発生が不可避であることが明らかであるにもかかわらず、取引先において価格改定の交渉に応じる姿勢が全く見られない場合には、違反の疑義が生じ得る。
 - ◆ ただし、「行為の広がり」、「不利益の程度」、「社会公共目的」等の問題

「優越的地位の濫用」を巡る近時のアドボカシー



クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書（概要）

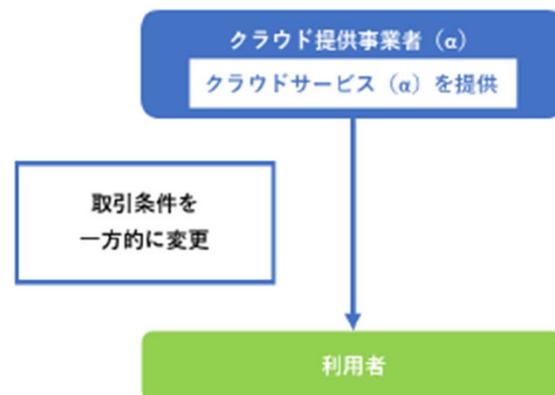
**令和4年6月
公正取引委員会**

クラウド提供事業者と利用者との取引

利用者等からの指摘



クラウドサービスの**料金やサービス内容が一方的に変更**される場合がある。クラウドサービスの利用量が増えた段階で値上げされると、サービス移行も難しく、値上げに応じざるを得ない場合があった。また、クラウド提供事業者は、**事前通告なくサービスの提供を終了**でき、その場合、利用者が他のサービスへの移行や事業継続の責任を負うことになる。



クラウド提供事業者からの説明



当社は、常に改良を行い最良のユーザーエクスペリエンスを提供すべく、技術の進化に合わせたサービスや契約条件の変更が必要となるビジネス上の決定を行う可能性がある。ただし、サービスや契約条件が変更される場合、顧客は事前に通知を受けたり、サービスの利用を停止する機会が与えられたりする。



サポートの継続・終了が問題となるのは、クラウドサービスに限った話ではない。従来からのソフトウェアにおけるサポートポリシーと同様、クラウド提供事業者は、顧客との契約を終了させることについて合理的な制限を設けている。クラウドサービスは普及の比較的初期段階にあり、既存顧客の新しいワークロードの取込みや、新規顧客の取込みを巡る競争が行われている。そのため、短期的に新しいクラウドに移行する意思がないだろうと考える顧客の価格を引き上げる戦略は、裏目にでる可能性が高い。

独占禁止法・競争政策上の考え方 (★：独占禁止法上の考え方、■：競争政策上の考え方)

★利用者にとってクラウド提供事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、クラウド提供事業者が当該利用者にとって著しく不利益な要請等を行っても、当該利用者がこれを受け入れざるを得ないなど、自己の取引上の地位が利用者に優越しているクラウド提供事業者が、一方的にサービスの値上げを行うなど利用者との取引の条件を一方的に変更することは、それらによって、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合、独占禁止法上問題となる（優越的地位の濫用）

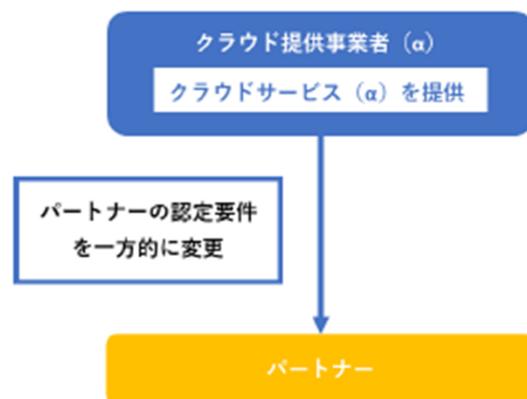


クラウド提供事業者とパートナーとの取引

利用者等からの指摘



クラウド提供事業者が定める、クラウド提供事業者のパートナー認定要件は、クラウド提供事業者が一方的に変更可能であり、更新の都度厳しいものとなっている。認定要件が変更された場合には、パートナー契約の継続のために対応を強いられる場合がある。



クラウド提供事業者からの説明



顧客の顧客エクスペリエンスを向上させるべく、パートナーのランク要件をこれまでに一度更新したが、その際には12か月以上前に通知を行った。



パートナーが販売する製品やサービスについて十分な知識を持っているだけでなく、不正やその他の潜在的な違法行為といった問題を回避するために、パートナーが予防手段を確実に講じていることも重要である。同様に、少なくともパートナーのサポートにかかるコストや管理上の負担をカバーするだけのサービスを、パートナーに販売してもらうことも重要となる。

また、パートナー・プログラムが安定し、魅力的であることを保証することがクラウド提供事業者の関心事であり、必要なアップデート（新サービスの発売に伴う新たな認証要件、変化する法的要件を満たすための新たな手続、その他の改善等）が随時行われることは言うまでもない。

独占禁止法・競争政策上の考え方（★：独占禁止法上の考え方、■：競争政策上の考え方）

★パートナーにとってクラウド提供事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、クラウド提供事業者が当該パートナーにとって著しく不利益な要請等を行っても、当該パートナーがこれを受け入れざるを得ないなど、自己の取引上の地位がパートナーに優越しているクラウド提供事業者が、パートナー契約の内容の一方的な設定・変更によって、パートナーに対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となる（優越的地位の濫用）。

クレジットカードの取引に関する
実態調査報告書
(概要)

令和4年4月

実態

クレジットカード会社の回答

特定の国際ブランドの取扱高が60%以上

68.9%

国際ブランドの変更は困難

84.3%

国際ブランドとの契約を打ち切ったことがある

1.4%

国際ブランドの変更が困難な理由（複数回答）

契約解消の場合、既存会員のカード番号の変更が必要となり、既存会員に迷惑が掛かるため	83.5%
当該国際ブランドは顧客に対して強いブランド力を有しているため	55.8%
当該国際ブランドの取扱高が大きいため	42.4%

クレジットカード会社の意見

- 仮に納得のいかない行為を受けたとしても、既存のカード会員のクレジットカードを他の国際ブランドに切り替えるということは容易ではない。
- 国際ブランドから理不尽な行為を受けたからといって、ライセンスを返上すると、当社の加盟店で当該国際ブランドが使用できなくなる。加盟店への影響を考えると、国際ブランドに背くわけにはいかない。

出所：調査結果を基に当委員会作成

独占禁止法上の考え方

取引依存度の大きさ

約7割のクレジットカード会社は、1者の国際ブランドの取扱高が取扱高全体の60%以上を占める。

取引先変更の困難性

約8割のクレジットカード会社は、国際ブランドとの取引について「取引先の変更は困難」と回答。

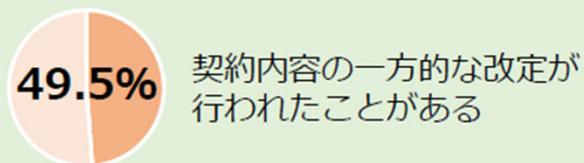
国際ブランドの市場における地位

一部の国際ブランドは、ライセンス市場における有力な事業者。

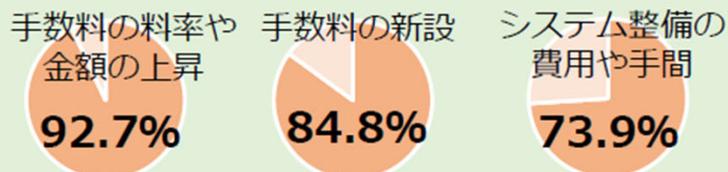
特定の国際ブランドは、取引開始後において特定のクレジットカード会社に対して優越的地位にある蓋然性があり、特にライセンス市場における有力な国際ブランドについては、その蓋然性が高い。

実態

クレジットカード会社の回答



カード会社が被るおそれのある不利益（複数回答）



出所：調査結果を基に当委員会作成

国際ブランド・クレジットカード会社の意見

<国際ブランド>

- クレジットカード業界は変化が激しい業界であり、カード会社一社一社の合意を得ることは難しい。

<クレジットカード会社>

- 大きなルール変更でも、事前に協議が行われるわけではなく、通知されるのみ。
- 国際ブランドの裁量でルールを作っては、違約金を徴収している。特に、ある国際ブランドは違約金を徴収することが多く、クレジットカード会社間で問題視されている。
- 国際ブランドが譲歩してくれる場合も出てきており、良い方向に向かっている（※）。

※ 「手数料とサービスの内容が見合っていない」や「手数料引上げ時に説明の機会がなかった」との回答の割合は前回調査よりも総じて低下。

独占禁止法・競争政策上の考え方

優越的地位の濫用

- 取引上の地位が優越している国際ブランドが、クレジットカード会社の意見を十分考慮することなく契約内容を一方的に改定する行為によって、クレジットカード会社に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれ。
- 国際ブランドは、契約内容の改定を行う理由等について、根拠を示して十分な説明を行うことが望ましい。また、クレジットカード会社から意見が寄せられた場合には、当該意見をできる限り考慮することが望ましい。

15



非接触決済手段（タッチ決済）の搭載義務化 及び対応端末の導入義務化に伴う費用負担

実態

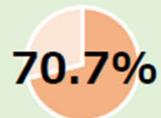
国際ブランド及びクレジットカード会社の回答

<国際ブランド>

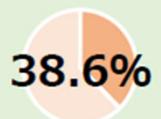


タッチ決済の搭載を
義務付けている又は義務付ける予定

<クレジットカード会社>



搭載義務付けの通知を受けた
※前回調査比40ポイント増



費用増加とメリットが見合っておらず、
将来的にも見合うことはない

国際ブランド及びクレジットカード会社の意見

<国際ブランド>

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者からのタッチ決済に対するニーズが拡大している。
- 対応端末の導入義務化については、多くのアクワイアラに賛同してもらっている。

<クレジットカード会社>

- タッチ決済の搭載については、今のところ、コストに利益が見合っていない。
- 加盟店の性質や規模にかかわらず、一律に対応端末の導入義務化というルールは、受け入れがたい。例えば、高額決済のみの加盟店の場合、導入するメリットは全くない。
- 対応端末の導入のため、年間数億円のコスト増を見込んでおり、加盟店手数料に転嫁せざるを得ない。

出所：調査結果を基に当委員会作成

独占禁止法・競争政策上の考え方

優越的地位の濫用

- 取引上の地位が優越している国際ブランドが、クレジットカード会社の意見を十分考慮することなく一方的に、搭載や導入に伴い発生する相当程度の費用の全てをクレジットカード会社に負担させるなどの行為によって、クレジットカード会社に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれ。
- 国際ブランドは、搭載や導入の必要性について十分な説明を行うことが望ましい。また、クレジットカード会社に義務付けに応じることが困難な事情が存在するときには、当該クレジットカード会社への義務付けを免除することが望ましい。

16



スタートアップへの出資に関する指針策定までの経緯

- 成長戦略実行計画（令和3年6月閣議決定）において「スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定する」とされたことを受け、公正取引委員会と経済産業省の連名で**スタートアップへの出資に関する指針**を策定。
- 本指針は、公取委の実態調査で明らかとなった問題について、公取委が**独占禁止法上の考え方**等を示し、経産省が**解決の方向性**等を示すもの。

令和2年7月 成長戦略実行計画

「今後、スタートアップ企業に対して更なる実態調査を行った上で、（注：スタートアップ企業と大企業等との）各契約における問題事例とその具体的改善の方向や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインについて、公正取引委員会と経済産業省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。」

令和2年11月 スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書

①スタートアップと連携事業者との取引・契約、②スタートアップと出資者との取引・契約について、公取委が実態調査を行い、問題を整理（右表）。

令和3年3月 スタートアップとの事業連携に関する指針

- スタートアップと連携事業者との取引・契約に係る問題について、①独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例、②問題の背景及び解決の方向性を整理。
- ①を公取委が、②を経産省が担当し、連名で策定。

令和3年6月 成長戦略実行計画

「スタートアップ企業と出資者との契約の適正化に向けて、新たなガイドラインを策定する。」

令和4年3月 スタートアップへの出資に関する指針

- スタートアップと出資者との取引・契約に係る問題について、①独占禁止法上の考え方及び問題となり得る事例等、②問題の背景及び解決の方向性を整理。
- 「スタートアップとの事業連携に関する指針」の改正により策定。

【実態調査で明らかとなった問題】

- 連携事業者との取引・契約**
- 【NDA(秘密保持契約)関係】
 - ・営業秘密の開示
 - ・片務的なNDA等の締結 等
 - 【PoC(技術検証)契約関係】
 - ・無償作業等
 - 【共同研究契約関係】
 - ・知的財産権の一方的帰属
 - ・成果物利用の制限 等
 - 【ライセンス契約関係】
 - ・ライセンスの無償提供
 - ・特許出願の制限 等
 - 【その他】
 - ・顧客情報の提供
 - ・報酬の減額・支払遅延 等
- 出資者との取引・契約**
- 【出資契約関係】
 - ・営業秘密の開示
 - ・NDA違反
 - ・無償作業
 - ・委託業務の費用負担
 - ・不要な商品・役務の購入
 - ・株式の買取請求権
 - ・研究開発活動の制限
 - ・取引先の制限
 - ・最恵待遇条件

1



スタートアップへの出資に関する指針の概要①

	営業秘密の開示	NDA違反	無償作業	委託業務の費用負担	不要な商品等の購入
問題の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ NDA（秘密保持契約）を締結しないまま、営業秘密の無償での開示を要請された。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NDAに違反して営業秘密を他の出資先に漏洩し、当該他の出資先が競合する商品等を販売するようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約において定められていない無償での作業を要請された。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者が第三者に委託して実施した業務に係る費用の全ての負担を要請された。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 他の出資先を含む出資者が指定する事業者からの不要な商品等の購入を要請された。
独禁法上の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優越的地位の濫用のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 競争者に対する取引妨害のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優越的地位の濫用のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優越的地位の濫用のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優越的地位の濫用のおそれ
解決の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> ■ SU（スタートアップ）側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足 	<ul style="list-style-type: none"> ■ SU側のリテラシー不足、OI（オープンイノベーション）推進上望ましくない慣習 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習 	<ul style="list-style-type: none"> ■ SU側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足 	<ul style="list-style-type: none"> ■ SU側のリテラシー不足、出資者側のリテラシー不足
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資についての具体的な検討が始まる際に、必要に応じて、双方が管理可能な方法でNDAを締結することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NDAに違反した場合の法的責任の追及が具体的にできるように、責任追及の場面から逆算してNDAの各規定を検討することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資の契約交渉において、双方がSUの経営状態に応じて発生する作業等について調整・協議をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 双方が、委託業務等の内容を調整、協議した上で、費用負担についての共通認識を持つことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者の紹介等で購入する商品・役務が、SUの業務に必要なものか、費用負担をどうするかについて調整し共通認識を持つことが重要。



スタートアップへの出資に関する指針の概要②

	株式の買取請求権①	株式の買取請求権②	研究開発活動の制限	取引先の制限	最恵待遇条件
問題の概要	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の無償譲渡等のような不利益な要請を受け、その要請に応じない場合には買取請求権を行使すると示唆された。等 	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップの経営株主等の個人に対する買取請求が可能な買取請求権の設定を要請された。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな商品等の研究開発活動を禁止された。 	<ul style="list-style-type: none"> 他の事業者との連携その他の取引を制限されたり、他の出資者からの出資を制限された。 	<ul style="list-style-type: none"> 最恵待遇条件（出資者の取引条件を他の出資者の取引条件と同等以上に有利にする条件）を設定された。
独禁法上の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 優越的地位の濫用のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 競争政策上、請求対象から個人を除いていくことが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 拘束条件付取引のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 排他条件付取引又は拘束条件付取引のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> 拘束条件付取引のおそれ
解決の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習 買取請求権を濫用してはならず、行使条件は十分協議の上、重大な表明保証違反等に明確に限定し、行使を示唆した不当な圧力を阻止すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習 グローバルスタンダード、融資上の経営者個人保証の制限、起業等インセンティブ阻害等の観点より、請求対象から個人を除くことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習 多様な成長可能性を有するSUにとって、研究開発活動の制限は事業拡大の障害になる可能性が高く、基本的に望ましくないと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習 SUの事業拡大を考慮した利害調整をした上でのオプションとして、当該制限が合理的に機能するものかの共通認識を持つことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 出資者側のリテラシー不足、OI推進上望ましくない慣習 SUの今後の資金調達の方向性を見越した、利害調整をした上でのオプションとして合理的に機能するものかの共通認識を持つことが重要。

株式の買取請求権…一定の条件の下（例：スタートアップ側に表明保証違反があった場合、重大な契約違反があった場合等）、出資者がスタートアップに保有株式の買戻しを請求する権利。スタートアップ向け出資契約に定められることがある。



新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等に関する実態把握について

令和4年1月
公正取引委員会



- ✓ 実態把握において、独占禁止法上問題となる明確な事例は確認されなかったものの、以下のような問題となり得る行為について考え方を整理した。

特定の証券会社を主幹事とすることの要請及び他の証券会社の主幹事引受けに係る不当な妨害

- 証券会社の関係会社である銀行やベンチャーキャピタルの新規上場会社への影響力を行使する等して、当該証券会社が、他の証券会社が主幹事を引き受けることを不当に妨害しているとすれば、独占禁止法上問題となるおそれがある（取引妨害）。

証券会社は、独占禁止法上問題とならないようにするため、関係会社である銀行やベンチャーキャピタルの新規上場会社への影響力を行使する等して、他の証券会社が主幹事を引き受けることを不当に妨害することがないように留意する必要があるとともに、主幹事業務に関する自らのサービス内容等を新規上場会社に対し適切に説明することにより、主幹事の引受けに向けて公正に競争することが望まれる。

引受手数料の料率に関する証券会社間の情報交換等

- 引受手数料の料率について、証券会社間で取決めを行うようなことがあれば、独占禁止法上問題となる（不当な取引制限）。

証券会社は、発行規模の大きさ等を踏まえ、案件に応じて弾力化するなど、引受手数料の料率やサービス内容について証券会社間の競争が促進されることが望まれる。

交渉力の強い主幹事により、公開価格が一方的に設定されるなどして、新規上場会社に不当に不利益を与えること

- 優越的地位にある主幹事が、一方的に公開価格を設定するなどして主幹事業務の取引を実施し、新規上場会社に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えたと認められる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（優越的地位の濫用）。
 - 想定発行価格の設定において、IPOディスカウント等の名目で、考え方を説明することなく、合理的な根拠に基づかずに価格を低く設定することは独占禁止法上問題となるおそれがある。

証券会社は、独占禁止法上問題とならないようにするため、

- ① 想定発行価格の設定において、新規上場会社と十分な協議を行い、新規上場会社が十分に納得した上で設定すること
 - ② 共同主幹事証券会社の追加又は主幹事の変更をしやすいよう配慮するとともに、新規上場会社が希望する場合には、特段の支障がない限り、共同主幹事証券会社の追加を阻害しないこと
 - ③ 新規上場会社がセカンドオピニオンの聴取を希望する場合にはこれを阻害しないこと
 - ④ セカンドオピニオンの聴取先確保の観点から、特段の支障がない限り、新規上場会社に対して、高い引受割合を、新規上場会社の意に反して要請しないこと
- などによって、一方的に公開価格を設定することがないように留意する必要がある。





デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書（概要）

令和3年2月
公正取引委員会

- ▶ デジタル・プラットフォーム事業者の中には、いくつかのサービス分野において、**独占・寡占的な地位**にある者が存在する。
- ▶ デジタル・プラットフォーム事業者は、取引先事業者との関係において、**優越的地位にある可能性がある**。
- ▶ デジタル・プラットフォーム事業者は、企業買収などの結果、**複数の広告仲介サービスを同時に提供している（「垂直統合」をしている）ことがある**。



売上に占める当社の取引先媒体社の割合は、あるデジタル・プラットフォーム事業者1社で約50%、その他のデジタル・プラットフォーム事業者も合わせると、ほぼ全てになる。



あるデジタル・プラットフォーム事業者は多数の広告主を抱えている。広告枠の買い手が多い方が利益を上げられるため、デジタル・プラットフォーム事業者との取引が不可欠である。



広告仲介事業の垂直統合が進むことで、出稿にかかる中間の手数料が不透明になるのが問題である。

契約の設定・変更

アンケート調査の結果

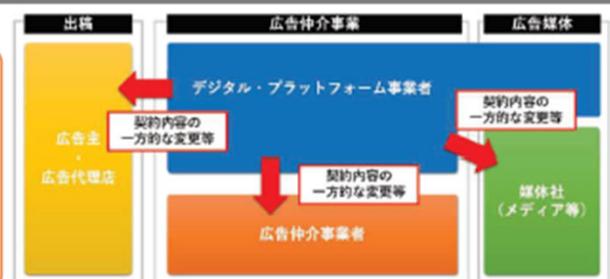
デジタル・プラットフォーム事業者との契約に問題・課題のある内容を含む規定があるとの回答が、

広告主・広告代理店で**35%～50%弱**

広告仲介事業者で**40%強～75%**

媒体社で**25%～65%**であった。

※アンケート結果の詳細は中間報告参照。
回答は事業者ごと（Google, Yahoo!, Facebook, Twitter, LINE及びその他）に開いており、事業者ごとに回答の割合が異なるため、割合の記載は幅を持ったものとなっている。



ヒアリング調査における指摘



デジタル・プラットフォーム事業者との契約においては、先方の裁量で任意に契約内容を変更でき、サービスを一方的に打ち切ることができることになっている。



デジタル・プラットフォーム事業者がその裁量によって、一方的かつ事前の通知なく契約を解除することを可能としたりする規定が盛り込まれている。

デジタル・プラットフォーム事業者の説明

契約の中には、当社が裁量的に利用規約を変更できることが定められている場合もある。常にサービスを変化させ改善させたり、法律上の理由やサービスのセキュリティ・整合性を維持するためである。

一部の契約は、ポリシー違反があった場合などに、当社が事前通知なく契約を解除又は一時停止できると定めている。

独占禁止法・競争政策上の考え方（★：独占禁止法上の考え方，■：競争政策上の考え方，以下同様）

★既に取引関係にある相手方との新たな契約の設定や契約内容の変更について、自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者が、①契約内容を一方的に設定・変更する、②理由なく契約を解除することを可能とする、③一方的にサービス・広告配信を打ち切ることができることを可能とする、④一切の損害賠償を事前に制限するなどによって、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合、当該行為は独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

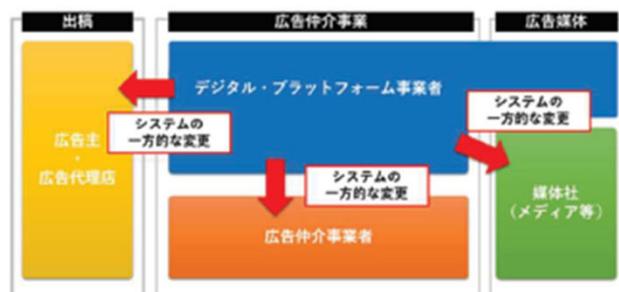
■契約内容の設定・変更の際して、①相手方に契約の設定・変更内容を事前に通知して十分に説明する、②相手方が意見を述べる機会を提供するとともに、相手方からこれを受け入れられない合理的な理由が寄せられた場合にはそれをできる限り考慮する、③変更内容の通知から適用されるまでの期間を当該変更の内容に応じて十分に設けることが望ましい。また、契約を締結する際にも、契約当事者間における契約内容の公平性に配慮するとともに、当事者の一方に対する制限を設ける場合には、その定義・範囲を明確にすることが望ましい。



システムの変更

アンケート調査の結果

システム変更の際に問題・課題があったとの回答が、
 広告主・広告代理店で30%弱～45%強
 広告仲介事業者で30%～60%弱
 媒体社で20%～30%強であった。



デジタル・プラットフォーム事業者の説明

ヒアリング調査における指摘



デジタル・プラットフォーム事業者がシステムを変更した場合、当社のシステムと干渉し、広告が表示されなくなるおそれがある。そうなれば、当社が広告主への返金や補償を負担しなければならない。



急なアップデートによるシステム変更で準備が間に合わず、クライアントの対応に間に合わないことがある。デジタル・プラットフォーム事業者は、管理画面の変更を予告なしに行うことがまれにある。

システム変更を行う場合は、関連するサービス・機能、変更の規模、性質、収益への影響等によって、ケースバイケースで通知期間を決めている。ユーザーに重大な影響を及ぼす可能性が高い場合、長い期間を設けられるよう、通知期間を調整している。



システム変更の影響の大きさに鑑みて事前通知期間を決定している。十分な告知期間となるよう、これまでの事業者からの御意見や事例に基づき、決定している。



独占禁止法・競争政策上の考え方

★入札方法などに係るシステムの変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与える場合には独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となるおそれがある。

■システム変更に際して、その変更内容や当該システム変更により、システムを利用する事業者に与える影響などに応じて、①相手方にシステムの変更内容及びその理由を事前に通知して十分に説明する、②システム変更について、相手方が意見を述べる機会を提供するとともに、相手方からこれを受け入れられない合理的な理由が寄せられた場合にはそれをできる限り考慮する、③システム変更の通知から適用されるまでの期間を十分に設けることが望ましい。

消費者に対する優越的地位の濫用に関する取引実態

取引実態

プライバシーポリシーにおいて、取得情報と利用目的の対応関係が不明確又は他のサービスの利用に関する説明と明確に区別されていない場合がある。

ユーザーがオプトアウトした後も、ユーザーの情報が広告のために利用されている場合がある。

デジタル・プラットフォーム事業者の説明

・利用規約及びポリシーは、消費者が当社のサービスに初めて登録しようとするときだけでなく、消費者が当社のサービスを利用する間、常に適切に表示されている。収集された情報の用途は、公表されている当社の利用規約及びポリシーに明確に記載されている。

・自社のプライバシーポリシーに記載された目的とは実質的に異なる目的でユーザーの情報を使用する前に、ユーザーの同意を求めている。



・利用者が目にする広告をカスタマイズし、管理できるよう、利用者に一連のツールや機能を提供している。

・広告カスタマイズが無効になっている場合、ユーザーに表示される広告をカスタマイズするために当該ユーザーの情報をを使用することはない。ユーザーには、例えば、GPS やその他の位置情報に基づくデバイスの現在のおおまかな現在地に基づいている可能性のあるコンテキスト広告が表示される場合があるが、これはデバイスレベルの設定で許可されている場合に限られる。



デジタル広告分野における消費者に対する優越的地位の濫用の考え方

消費者に対して優越した地位にある
デジタル・プラットフォーム事業者が



正常な商慣習に照らして不当に



濫用となる行為
(個人情報等の不当な取得・利用)



優越的地位の濫用

※利用者数等に照らし、検索サービスやSNS等において独占・寡占的な地位にあるデジタル・プラットフォーム事業者は、消費者に対し優越した地位にある蓋然性が高い。

公正な競争を阻害するおそれがある場合は「正常な商慣習に照らして不当に」に該当する。
⇒問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断。

①プライバシーポリシーにおいて、利用目的の説明が曖昧又は他のサービスの利用に関する説明と明確に区別されていない場合や
②ユーザーがオプトアウトした後もユーザーの情報を広告のために利用した場合、個人情報等の不当な取得・利用に当たる可能性がある。

競争政策上の考え方

- できる限り、サービスごとに、取得している情報とその利用目的の対応関係を明確にすべき。
- できる限り、ターゲティング広告からのオプトアウトができる機能をユーザーに提供することが望ましい。また、オプトアウトした後も広告表示のために利用している情報がある場合には、その旨オプトアウト設定の場において明確に説明すべき。



問題となり得る行為と独占禁止法・競争政策上の考え方

	問題となり得る行為	独占禁止法・競争政策上の考え方
対事業者	取引先に不利益を与え得る行為 (例：契約の設定・変更)	優越的地位の濫用となるおそれ → 十分な説明，時間的配慮，公平な扱いをすることが望ましい。
	競合事業者を排除し得る行為 (例：第三者サービスの利用制限)	取引妨害や私的独占となるおそれ → 接続を解除する際の理由の明確化，対応期間の確保等を行うことが望ましい。
	取引先の事業活動を制限し得る行為 (例：競合事業者との取引制限)	排他条件付取引，拘束条件付取引，私的独占となるおそれ → 書面等による制限内容の明確化，契約内容変更の際の事前通知，相手方の事情の考慮，対応期間を十分に設けることが望ましい。
	公正性・透明性に欠けるおそれのある行為 (例：広告単価等の不透明性)	必要な情報が考慮されず，広告主や媒体社を巡る公正な獲得競争が歪められる可能性がある → 必要な情報の公開，十分な説明責任を果たすことが望ましい。
対消費者	利用目的を知らせずに個人情報を取得する行為 (例：プライバシーポリシーの不明確さ)	優越的地位の濫用となるおそれ → 取得する情報とその利用目的の対応を明確にすることが望ましい。
	利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を利用する行為 (例：オプトアウト後のユーザー情報利用)	優越的地位の濫用となるおそれ → 情報利用についての明確な説明を行うことが望ましい。
媒体社間競争	媒体社とデジタル・プラットフォーム事業者間の取引における不透明性 (例：コンテンツの持つ価値の不透明性)	媒体社の最適な選択のため 必要な情報の公開と十分な説明，実効的な相談体制の構築が望ましい。
	媒体社のコンテンツ提供に係る不透明性 (例：配信料の算定根拠の不透明性)	取引の透明性・公正性のため 配信料やコンテンツについての取扱い，算定根拠の明確化が望ましい。
	媒体社間競争の変化による消費者への影響 (例：情報の正確性や質を担保する責任)	媒体社間競争にコンテンツの質が反映されるように 作成したメディア名の掲載，コンテンツの質を考慮した掲載順位の決定が望ましい。



当事務所における 近時の対応案件/中心的に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラットフォームエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスをを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局総局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

アソシエイト



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経験があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 向 宣明
(独占禁止法プラクティスグループ・リーダー)

ニューヨーク州弁護士登録
一橋大学大学院法学研究科特任教授(独占禁止法)
立命館大学法科大学院講師(独占禁止法)
競争法フォーラム常務理事・事務局長

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081

